

【一般事業主行動計画】

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
福岡県花卉農業協同組合 行動計画

女性職員の配置の偏りを失くし、職場環境の改善を図るとともに、職員の年次有給休暇の年間平均取得日数を増やすため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年9月1日～ 令和9年8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：当企業の主な事業である市場販売部門における女性職員の配置の偏りを是正し、男女の別による業務格差の解消も含め職場環境の改善を目指す。

<対策>

- 令和6年9月～ 女性職員の配置の偏りを見直した班編成を検討
- 令和7年4月～ 班体制での販売業務に完全移行

目標2：職員の年次有給休暇の年間平均取得日数を8日以上とする。

<対策>

- 令和6年9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和7年4月～ 年次有給休暇の計画的付与制度を導入し、就業規則を改定する。
- 令和7年4月～ 掲示等により全社員へ周知する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

男女の平均勤続年数の差異 … 101 % （令和6年8月31日現在）

有給休暇取得率 … 33 % （令和6年3月31日時点参照）

福岡県花卉農業協同組合